

加須市・羽生市入退院支援ルールの作成について

1 趣旨

入退院時における医療・介護関係者間の円滑な情報共有の実現のため、現在の「北埼玉在宅医療・介護連携のマナー」の内容を改訂し、「加須市・羽生市入退院支援ルール」を作成することについてご承認いただきたい。

2 北埼玉在宅医療・介護連携のマナーについて

- (1) 加須市及び羽生市における医療・介護の多職種が、お互いの立場や業務内容を理解し、更に一步踏み込んだ連携が図られるようにすることを目的として、令和元年10月に発行された。
- (2) 円滑な入退院が進められるよう、「入退院時におけるマナー」についても記載されている。

3 入退院支援ルールの必要性

(1) 入退院時の医療・介護の連携に関する課題の存在

ア 「入院の相談を頂いたときの情報が少ない」「退院日を退院直前に知らされ、サービスの調整が困難」など、医療関係者と介護関係者双方から入退院時の連携に関する課題が挙げられている。

イ 「北埼玉在宅医療・介護連携のマナー」の内容が職員間で共有されていない職場が一定数存在する。

(「北埼玉在宅医療・介護連携のマナーに関するアンケート」(北埼玉在宅医療連携室)より)

(2) 厚生労働省からの求め

「病院等と在宅との間で、療養の場が円滑に移行できるよう、病院が後方支援を行うことを含めて、病院、診療所の医療関係者や、介護支援専門員等が協議を行い、在宅医療圏ごとに必要な入退院ルールを策定することが重要」

(平成31年1月29日厚生労働省老健局老人保健課長等通知「在宅医療の充実に向けた取組の進め方について」より)

(3) 埼玉県における「入退院支援ルール標準例」の作成

ア 地域ごとに入退院支援ルールについて医療・介護関係者が話し合い、顔の見える関係づくりを推進することを目的として、令和2年4月に埼玉県が「入退院支援ルール標準例」を作成した。

イ これを踏まえ、県内でも地域ごとに「入退院支援ルール」の作成が進められてきている。

4 加須市・羽生市入退院支援ルール(案)の作成過程

上記3の必要性を踏まえ、加須市及び羽生市の入退院支援に携わる医療・介護関係者で構成された検討会議を、これまでに6回開催して検討を重ね、別添資料1-2の「加須市・羽生市入退院支援ルール(案)」を作成した。

(1) 検討会議委員の構成 (計16人)

- ①医師2人、②歯科医師2人、③薬剤師2人、④医療機関入退院支援担当職員2人、⑤訪問看護ステーション職員1人、⑥地域包括支援センター職員2人、⑦居宅介護支援事業所介護支援専門員2人、⑧消防職員2人、⑨保健所職員1人

(2) 検討会議の開催状況

開催月	主な内容
令和5年3月	・「北埼玉在宅医療・介護連携のマナー」作成の経緯と改訂の必要性、アンケート結果の報告 ・入退院支援ルールの策定及び標準例について（埼玉県医療整備課から説明）
5月	・職種ごとのグループワークによる検討
7月	・職種ごとのグループワークによる検討
9月	・入退院支援ルール（素案）の作成
11月	・入退院支援ルール（素案）の修正
令和6年1月	・入退院支援ルール（素案）の最終確認

5 加須市・羽生市入退院支援ルール（案）について

(1) 入退院支援ルール作成に当たっての基本的な考え方

- ア 埼玉県が作成した「入退院支援ルール標準例」の内容を踏まえること。
- イ 掲載する内容は、入退院支援に関わる全ての職種にとって必要な情報とすること。
(いずれかの職種に偏る内容となることは避けること。)
- ウ 掲載すべき情報のうち頻繁に更新が必要と考えられるもの（例：病院等の一覧）については、当該情報を検索できるURLなどを掲載すること。

(2) 入退院支援ルールの概要

- ア 病院等と在宅との間で療養の場が円滑に移行できるよう、地域の病院等の関係者と在宅の関係者が連携して患者（利用者）を支えていくためのツールとして作成
- イ 退院調整が必要な患者の目安や入退院支援のフローチャートなど、入退院支援に関する基本的なルールを掲載
- ウ 「北埼玉在宅医療・介護連携のマナー」に掲載されている多職種の連携に当たっての「マナー・エチケット」について、内容を改訂した上で引き続き掲載
- エ 医療・介護関係者の情報連携時に使用していただける「入院時情報提供書」、「退院時情報提供書」、「医療と介護の連携 連絡票」の様式を掲載

6 今後の予定

令和6年3月26日に開催予定の第7回目の検討会議において、発行時期や周知方法などを検討するとともに、令和6年6月に改定予定の国の診療報酬等の情報を掲載した上で、令和6年6月～7月を目途に発行することとしたい。